

東京都市計画都市再生特別地区の変更
 都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物その他の工 作物の誘 導すべき 用途	建築物の容積率の 最高限度	建築物 の容積 率の最 低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の建 築面積の最 低限度	建築物の高さの 最高限度	壁面の位置の制限	備考
都市再生特別地区 (新宿駅西南口地区)	約 1.9ha	—	154/10	40/10	8/10 (注 2)	1,000 m ²	—	建築物の外壁、 これに代わる柱又 は門若しくは塀 は、計画図に示す 壁面の位置の制限 を超えて建築して はならない。ただ し、次の各号のい ずれかに該当する 建築物は、この限 りではない。 (1) 歩行者の回遊 性及び利便性を 高めるために設 ける歩行者デッ キ、階段、エスカ レーター、エレ ベーター並びに これらに設置さ れる屋根、柱、壁 その他これらに 類するもの (2) 歩行者の快適 性及び安全性を 高めるために設 ける屋根、ひさ し、落下防止柵 その他これらに 類するもの (3) 鉄道敷の保安 及び管理上、必 要な擁壁、塀そ の他これらに類	1 中水道施設の用 に供する部分その 他これに類するも のは、南街区にあっ ては400 m ² を上限と して、容積率の算定 の基礎となる延べ 面積から除く。(注 1) 2 地域冷暖房施設 の用に供する部分 その他これに類す るものは、北街区に あっては6,700 m ² 、 南街区にあっては 7,000 m ² を上限とし て、容積率の算定の 基礎となる延べ面 積から除く。(注1) 3 コージェネレー ション設備の用に 供する部分その他 これに類するもの は、北街区にあって は700 m ² 、南街区に あっては800 m ² を上 限として、容積率の 算定の基礎となる 延べ面積から除く。 (注1) 4 大型受水槽室の 用に供する部分そ の他これに類する
	北街区 約 1.1ha		125/10 (注 1) ただし、9/10 以 上を居住・滞在施 設、都市の魅力創 造に資する施設及 びこれらに付随す る施設の用途とす る。				高層部 A : 115m 高層部 B : 95m 低層部 A : 65m ※高さの基準点 は T.P. +41.0m とする。		
	南街区 約 0.8ha		200/10 (注 1) ただし、27/10 以 上を居住・滞在施 設、都市の魅力創 造に資する施設及 びこれらに付随す る施設の用途とす る。				高層部 C : 230m 高層部 D : 170m 低層部 B : 80m ※高さの基準点 は T.P. +41.0m とする。		

							<p>するもの (4) 2号壁面にあっては隣地境界線に沿って設ける簡易な柵</p>	<p>ものは、北街区にあっては1,200㎡、南街区にあっては900㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注1)</p> <p>5 発電室の用に供する部分その他これに類するものは、北街区にあっては900㎡、南街区にあっては600㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注1)</p> <p>6 駅等から道路等の公共空地に至る動線上無理のない経路上にある通路の用に供する部分は、北街区にあっては800㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注1)</p> <p>7 太陽熱集熱設備、太陽光発電設備(屋上又は屋外に設ける駐車場、駐輪場、建築設備等の上空に設置する太陽光パネル等とそれを支える構造物で囲まれた部分を含む。)の用に供する部分その他これらに類するものは、南街区にあっては200㎡を上限として、容</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--

									積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注1) 8 建築基準法第 53 条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあつては、2/10 を加えた数値とする。ただし、建蔽率の算定にあつては敷地外のデッキは建築面積から除く。(注2) 9 別添図のとおり、道路表層整備、電線類地中化、地下広場整備、歩行者通路整備、地下歩行者通路整備及び都市計画駐車場整備を行う。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

その他の既決定の地区	面積	位置
都市再生特別地区(大崎駅西口 E 東地区)	約 2.4 ha	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地内
都市再生特別地区(大崎駅西口 A 地区)	約 1.8 ha	品川区大崎二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内 1 - 1 地区)	約 1.2 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(大手町地区)	約 16.2 ha	千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(西新宿一丁目 7 地区)	約 0.9 ha	新宿区西新宿一丁目地内
都市再生特別地区(丸の内 2 - 1 地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(淡路町二丁目西部地区)	約 2.2 ha	千代田区神田淡路町二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目 6 地区)	約 1.5 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町東地区)	約 1.8 ha	中央区日本橋室町一丁目及び日本橋室町二丁目各地内
都市再生特別地区(北品川五丁目第 1 地区)	約 3.6 ha	品川区北品川五丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目 6 地区)	約 0.9 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(渋谷二丁目 2 1 地区)	約 1.1 ha	渋谷区渋谷二丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台三丁目 9 地区)	約 2.2 ha	千代田区神田駿河台三丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目 1 6 地区)	約 0.7 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内二丁目 7 地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目 3 地区)	約 1.0 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目 1 2 地区)	約 1.0 ha	中央区銀座四丁目地内

都市再生特別地区(神田駿河台四丁目6地区)	約 1.3 ha	千代田区神田駿河台四丁目地内
都市再生特別地区(京橋三丁目1地区)	約 1.3 ha	中央区京橋三丁目地内
都市再生特別地区(丸の内一丁目1-12地区)	約 1.3 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(銀座六丁目10地区)	約 1.4 ha	中央区銀座六丁目地内
都市再生特別地区(日本橋二丁目地区)	約 4.8 ha	中央区日本橋二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目1地区)	約 2.4 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区)	約 3.2 ha	港区浜松町二丁目地内
都市再生特別地区(渋谷駅地区)	約 4.9 ha	渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目及び道玄坂二丁目各地内
都市再生特別地区(渋谷三丁目21地区)	約 1.0 ha	渋谷区渋谷二丁目及び渋谷三丁目各地内
都市再生特別地区(日比谷地区)	約 1.4 ha	千代田区有楽町一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門二丁目地区)	約 2.9 ha	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内
都市再生特別地区(桜丘町1地区)	約 2.6 ha	渋谷区桜丘町及び道玄坂一丁目各地内
都市再生特別地区(丸の内三丁目10地区)	約 1.6 ha	千代田区丸の内三丁目地内
都市再生特別地区(竹芝地区)	約 2.4 ha	港区海岸一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門四丁目地区)	約 1.8 ha	港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁目各地内
都市再生特別地区(虎ノ門一丁目3・17地区)	約 2.2 ha	港区虎ノ門一丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目2地区)	約 2.8 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲一丁目6地区)	約 1.4 ha	中央区八重洲一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目1地区)	約 1.7 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(宇田川町15地区)	約 0.7 ha	渋谷区宇田川町及び神南一丁目各地内
都市再生特別地区(京橋一丁目東地区)	約 1.6 ha	中央区京橋一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目中地区)	約 2.2 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門・麻布台地区)	約 8.1 ha	港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内
都市再生特別地区(日本橋一丁目中地区)	約 3.9 ha	中央区日本橋一丁目地内
都市再生特別地区(芝浦一丁目地区)	約 4.7 ha	港区芝浦一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門一・二丁目地区)	約 2.4 ha	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内
都市再生特別地区(赤坂二丁目地区)	約 2.0 ha	港区赤坂一丁目及び赤坂二丁目各地内
都市再生特別地区(歌舞伎町一丁目地区)	約 0.6 ha	新宿区歌舞伎町一丁目及び歌舞伎町二丁目各地内
都市再生特別地区(品川駅北周辺地区)	約 9.5 ha	港区港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目及び三田三丁目各地内
都市再生特別地区(八重洲一丁目北地区)	約 1.6 ha	中央区八重洲一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町一丁目地区)	約 1.1 ha	中央区日本橋室町一丁目地内
都市再生特別地区(内神田一丁目地区)	約 1.0 ha	千代田区内神田一丁目地内
都市再生特別地区(東池袋一丁目地区)	約 1.5 ha	豊島区東池袋一丁目地内
都市再生特別地区(新宿駅西口地区)	約 1.6 ha	新宿区新宿三丁目及び西新宿一丁目各地内
都市再生特別地区(虎ノ門一丁目東地区)	約 1.1 ha	港区虎ノ門一丁目地内
都市再生特別地区(赤坂二・六丁目地区)	約 1.7 ha	港区赤坂二丁目及び赤坂六丁目各地内
都市再生特別地区(渋谷二丁目西地区)	約 2.9 ha	渋谷区渋谷二丁目地内
都市再生特別地区(日本橋一丁目東地区)	約 3.6 ha	中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地内

小 計	約 136.1 ha	
今回変更する地区		
都市再生特別地区(新宿駅西南口地区)※本件	約 1.9 ha	新宿区西新宿一丁目及び渋谷区代々木二丁目各地内
都市再生特別地区(日本橋一丁目1・2番地区)	約 0.8 ha	中央区日本橋一丁目地内
合 計	約 138.8 ha	

「位置、区域、高さの最高限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」
 理 由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。